

告示

埼玉県告示第四百九十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項金額の欄中「五、六七〇円」を「五、七七〇円」に、「四、

三七〇円」を「四、四五〇円」に改め、同項中

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	一般病棟十対一本料を算定する場合
	一般病棟特別入院料を算定する場合
入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	特定患者について病棟特定入院基本料を算定する場合
	算定する場合

院基 合	一日につき 二、一四〇円 （消費税等が課されないものにあつては、一、九九〇円）
基本	一日につき 九三〇円 （消費税等が課されないものにあつては、八七〇円）
一般 料を	一日につき 一、五五〇円 （消費税等が課されないものにあつては、一、四四〇円）

を

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	急性期一般入院料七算定する場合
	一般病棟特別入院基本料を算定する場合

を	一日につき 二、二七〇円 （消費税等が課されないものにあつては、二、〇七〇円）
---	---

に改め、同項金額の欄中「二〇、九〇〇円」

本
一日につき 一、〇〇〇円
(消費税等が課されないものにあ
っては、九一〇円)

を「二一、二〇〇円」に、「五、四五〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表身体
検査(試験検査を除く。)の項金額の欄中「三、〇四〇円」を「三、一六〇円」に
改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、二八〇円」を
「四、四五〇円」に、「四、九四〇円」を「五、一〇〇円」に、「八、四九〇円」
を「八、七二〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、二二〇円」に、「九、一四〇円」
を「九、三八〇円」に、「八、八三〇円」を「九、〇六〇円」に、「五、七三〇円」
を「五、九〇〇円」に、「五、八五〇円」を「六、〇二〇円」に、「六、五八〇円」
を「六、七七〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、二四〇円」に、「六、四四〇円」
を「六、六三〇円」に、「四、八八〇円」を「五、〇四〇円」に、「二、六二〇円」
を「二、六八〇円」に、「七、五三〇円」を「七、七四〇円」に改め、同項中「

狂犬病	一回につき	一五、六五〇円
	狂	狂
	狂	狂

犬病(乾燥組織培養不活性化 犬病ワクチン)	一回につき	一六、二二〇円
犬病(ラビピュール筋注用)	一回につき	一六、八五〇円

に改め、同項

金額の欄中「七、五八〇円」を「七、七九〇円」に、「八、四七〇円」を「八、七
四〇円」に、「二〇、六七〇円」を「二〇、九三〇円」に、「六、〇一〇円」を「六、
二二〇円」に、「一五、〇八〇円」を「一五、四二〇円」に、「一五、四二〇円」
を「一五、七八〇円」に、「七、八五〇円」を「八、〇六〇円」に、「五、九二〇
円」を「六、一〇〇円」に、「一三、八二〇円」を「一四、一四〇円」に、「九、
二〇〇円」を「九、四三〇円」に、「二二、八四〇円」を「二三、三三〇円」に改
め、同表短期入所及び施設入所支援の項金額の欄中「四五一元」を「四五九円」に、
「五八六円」を「五九七円」に、「八二元」を「八三元」に改め、同表自立訓練及
び就労移行支援の項金額の欄中「五八六円」を「五九七円」に改め、同表の備考中
「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に改める。